

I 経緯

○ 策定（平成27年3月20日）

「すべての女性が輝く政策パッケージ」（平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

※ ストーカー対策の抜本的強化「関係省庁からなる会議において検討の上、同年度内を目途に取りまとめ」

○ 改訂（平成29年4月24日）

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第102号）成立

※ 規制対象の拡大、行政措置・罰則の見直し、職務関係者による被害者等の安全確保及び秘密保持への配慮 等

II 情勢

○ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第45号）成立（以下「改正法」という。）

※ GPS機器等を用いた位置情報無承諾取得等の規制、禁止命令等の方法に係る規定の整備 等

○ ストーカー事案の相談件数等が高水準で推移

○ 「第五次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」（女性版骨太の方針2022）（令和4年6月3日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）に、ストーカー事案への対策の推進について明記

※ 「女性版骨太の方針2022」において「ストーカー総合対策を改定する」旨記載

令和4年7月ストーカー総合対策を改訂

III 構成（※ 6つの項目を継承）

1 被害者等からの相談対応の充実

被害者等からの相談窓口の充実 等

2 被害者情報の保護の徹底

被害者情報の提供禁止に係る周知 等

3 被害者等の適切な避難等に係る支援の推進

一時避難場所を確保するために必要な連携体制整備等の推進等

4 調査研究、広報啓発活動等の推進

調査研究の推進 等

5 加害者対策の推進

加害者が抱える問題にも着目し、関係機関が連携しつつ、その更生に向けた取組を推進

6 支援等を図るための措置

人材資質の向上、被害者等の支援のために必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実現するために必要な財政上の措置

IV 主な改訂点（※【】内は項目番号）

① 改訂までの経緯・情勢

- 本文冒頭に、改正法の主な内容（GPS機器等を用いた位置情報無承諾取得等の規制、禁止命令等の方法に係る規定の整備等）及び政府の基本計画等（第五次男女共同参画基本計画、女性版骨太の方針2022）に係る情勢等を記載

② 改正法附帯決議関係

- 相談者等からの相談窓口の充実【1(1)]
被害者からの相談に適切に対応する旨を引き続き周知
- 加害者対策の推進【5]
加害者及びその家族からの相談窓口を拡充

③ 「女性版骨太の方針2022」関係

- 交際相手からの暴力に対する支援の実施【3(4)]
「ストーカー被害者支援マニュアル」を改訂するなど必要な対策の取りまとめ
- 調査研究の推進【4(1)]
加害者プログラムの追加的な試行実施と、その成果の検証に基づいたガイドラインの策定